平成２２年（フ）第１５５号
兵庫県明石市魚住町西岡1951－９、住民票上の住所神戸市須磨区常盤町３丁目４－７
債務者　橋本　真一
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
兵庫県明石市旭が丘21―17　井上ビル403号室、住民票上の住所神戸市東灘区渦森台２丁目17番107号
債務者　中江　信代
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
千葉県松戸市松戸2262番地の２　メゾン・ル・ヴァンヌーフ303号
債務者　井川　　学
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２８４号
千葉県松戸市新松戸南３丁目231番地　ハイムコンフォート新松戸106号
債務者　内山　進次
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２８５号
千葉県松戸市新松戸南３丁目231番地ハイムコンフォート新松戸106号
債務者　森田いずる
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２９７号
千葉県松戸市栗ケ沢793番地ハイツ福111号
債務者　山本　一彦
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３０４号
千葉県松戸市野菊野３番地　野菊野団地　３棟503号室
債務者　吉田　雪絵
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３０９号
千葉県松戸市六実６丁目14番地の１　ペアサイト六実107号
債務者　植竹　健次
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３１２号
千葉県松戸市栄町４丁目210番地の31
債務者　山田真由美
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３１５号
千葉県松戸市仲井町１丁目111番地の1003―ＨＩＲＡＫＡＷＡ105号
債務者　園邊　　清
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３２６号
千葉県流山市大字西平井１番地の５　サンパレス平和台Ａ―101
債務者　藤村　禎子
１　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３２７号
千葉県我孫子市下ケ戸1821番地の７　103号
債務者　石井小百合
１　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５９号
福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡1309番地の２
債務者　井上　千代
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４１１号
北九州市八幡西区下上津役元町７番12号
債務者　栗秋　安夫
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４１２号
北九州市八幡西区下上津役元町７番12号
債務者　栗秋あかね
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４２７号
北九州市小倉北区赤坂２丁目18番33―202号
債務者　小石　　均
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４２８号
北九州市小倉北区白銀２丁目４番３―402号
債務者　三木　和吉
１　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部